

法令名	医療法	根拠条項	7 - 1
許認可等	病院の開設許可		

1 根拠規定

医 療 法

（開設許可）

第七条 病院を開設しようとするとき、医師及び歯科医師でない者が診療所を開設しようとするとき、又は助産婦でない者が助産所を開設しようとするときは、開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が保健所を設置する市又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第八条から第九条まで、第十二条、第十五条、第十八条、第二十四条及び第二十七条から第三十条までの規定において同じ。）の許可を受けなければならない。

（2項及び3項省略）

4 都道府県知事又は保健所を設置する市の市長若しくは特別区の区長は、前三項の許可の申請があつた場合において、その申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が第二十一条及び第二十三条の規定に基づく厚生労働省令の定める要件に適合するときは、前三項の許可を与えなければならない。

5 営利を目的として、病院、診療所又は助産所を開設しようとする者に対しては、前項の規定にかかわらず、第一項の許可を与えないことができる。

（病院の法定人員及び施設の基準等）

第二十一条 病院は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

- 一 当該病院の有する病床の種類に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者
- 二 各科専門の診察室
- 三 手術室
- 四 処置室
- 五 臨床検査施設
- 六 エックス線装置
- 七 調剤所
- 八 給食施設
- 九 診療に関する諸記録
- 十 診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあつては、分べん室及び新生児の入浴施設
- 十一 療養病床を有する病院にあつては、機能訓練室
- 十二 その他厚生労働省令で定める施設

（地域医療支援病院の法定施設等）

第二十二条 地域医療支援病院は、前条第一項（第九号を除く。）に定めるもののほか、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

- 一 集中治療室
- 二 診療に関する諸記録
- 三 病院の管理及び運営に関する諸記録
- 四 化学、細菌及び病理の検査施設
- 五 病理解剖室
- 六 研究室
- 七 講義室
- 八 図書室
- 九 その他厚生労働省令で定める施設

（特定機能病院の法定人員及び施設の基準等）

第二十二条の二 特定機能病院は、第二十一条第一項（第一号及び第九号を除く。）に定めるもののほか、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えて置かなければならない。

- 一 厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の従業者
- 二 集中治療室
- 三 診療に関する諸記録
- 四 病院の管理及び運営に関する諸記録
- 五 前条第四号から第八号までに掲げる施設
- 六 その他厚生労働省令で定める施設

（厚生労働省令への委任等）

第二十三条 前三条に定めるもののほか、病院、診療所又は助産所の構造設備について、換気、採光、照明、防湿、保安、避難及び清潔その他衛生上遺憾のないように必要な基準を厚生労働省令で定める。

法令名	医療法	根拠条項	7 - 1
許認可等	病院の開設許可		

1 根拠規定（続き）

医療法

附 則 （平成12年12月6日法律141号）

（病床の種別の変更に係る経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の医療法（以下「旧医療法」という。）第七条第一項の許可を受けて病院を開設している者（同条第二項に規定するその他の病床（以下「旧その他の病床」という。）を有する病院を開設している者に限る。）は、この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間に、厚生労働省令で定めるところにより、当該病院の旧その他の病床について、第一条の規定による改正後の医療法（以下「新医療法」という。）第七条第二項第四号又は第五号に規定する病床の種別ごとの病床数その他の厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない

2 前項に規定する者については、同項の届出をするまでの間、旧医療法第一条の五第三項及び第七条第二項（療養型病床群及びその他の病床に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。

3 第一項に規定する者は、同項の届出をするまでの間、当該者が開設する病院の病床であって次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める病床として新医療法第七条第一項の許可を受けたものとみなす。

- 一 旧医療法第七条第二項に規定する精神病床 新医療法第七条第二項第一号に規定する精神病床
- 二 旧医療法第七条第二項に規定する感染症病床 新医療法第七条第二項第二号に規定する感染症病床
- 三 旧医療法第七条第二項に規定する結核病床 新医療法第七条第二項第三号に規定する結核病床
- 四 旧その他の病床 経過的旧その他の病床（前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧その他の病床をいう。第七項において同じ。）

五 旧医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群に係る病床 経過的旧療養型病床群（前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群をいう。）に係る病床

4 第一項に規定する者についての新医療法第二十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「当該病院の有する病床の種別に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者」とあるのは、「医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四百十一号。以下この項において「改正法」という。）附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群（以下この項において「経過的旧療養型病床群」という。）を有しない病院にあつては、当該病院の有する病床の種別（改正法附則第二条第三項第四号に規定する経過的旧その他の病床を含む。）に応じ、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護婦その他の従業者（経過的旧療養型病床群を有する病院にあつては、厚生労働省令で定める員数の医師、歯科医師、看護婦、看護補助者その他の従業者）」とする。

（第5項省略）

6 第一項に規定する者（旧その他の病床のみを有する病院を開設している者に限る。）が、この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間に、同項の届出をしなかったときは、当該者に係る新医療法第七条第一項の許可は取り消されたものとみなす。

7 第一項に規定する者（旧その他の病床のみを有する病院を開設している者を除く。）が、この法律の施行の日から二年六月を経過する日までの間に、同項の届出をしなかったときは、当該者が開設する病院の病床のうち、経過的旧その他の病床以外の病床について、新医療法第七条第一項の許可を受けたものとみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十五条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十三年一月三十一日政令第十七号）

（医療法等の一部を改正する法律附則の規定の適用に係る経過措置）

第一条 医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項の許可を受けて病院を開設している者（同条第二項に規定するその他の病床を有する者に限る。以下この項において「改正法施行前開設者」という。）の死亡その他の厚生労働省令で定めるやむを得ない事由により当該病院を譲り受けた者又は改正法施行前開設者の相続人は、改正法の施行の日から二年六月を経過する日までの間、当該病院につき、なお従前の例により開設の許可の申請をすることができる。

2 前項の規定による申請を行い、当該病院につき開設の許可を受けた者は、改正法附則第二条第一項に規定する者とみなす。

法令名	医療法	根拠条項	7 - 1
許認可等	病院の開設許可		

1 根拠規定（続き）

医療法施行規則

（開設許可の申請）

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第七条第一項の規定によつて病院又は診療所開設の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を開設地の都道府県知事（診療所又は助産所にあつては、その開設地が地域保健法（昭和二十二年法律第一号）第五条第一項の規定に基づく政令で定める市（以下「保健所を設置する市」という。）又は特別区の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長又は特別区の区長。第三項及び第四項、第二条、第三条、第四条、第五条、第七条から第九条まで並びに第二十三条において同じ。）に提出しなければならない。ただし、病院若しくは診療所の開設者が当該病院若しくは診療所を譲渡し、又は病院若しくは診療所の開設者について相続若しくは合併があつたときは、当該病院若しくは診療所を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、第九号から第十三号までに掲げる事項のうち変更がない事項の記載を省略することができる。

一 開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに開設者が医師又は歯科医師であるときはその旨（免許証を提示し、又はその写しを添附すること。）

二 名称

三 開設の場所

四 診療を行おうとする科目

五 開設者が医師又は歯科医師以外の者であるときは開設の目的及び維持の方法

六 開設者が医師又は歯科医師であつて現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務するものであるときはその旨

七 開設者が医師又は歯科医師であつて、同時に二以上の病院又は診療所を開設しようとするものであるときはその旨

八 医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の従業者の定員

九 敷地の面積及び平面図

十 敷地周囲の見取図

十一 建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示し、精神病室、感染症病室、結核病室又は療養病床に係る病室があるときは、これを明示すること。）

十二 病院については、法第二十一条第一項第二号から第八号まで及び第十号に掲げる施設の有無及び構造設備の概要

十二の二 療養病床を有する病院については、法第二十一条第一項第十号に掲げる施設及び第二十一条第一項に掲げる施設の構造設備の概要

十三 歯科医業を行う病院又は診療所であつて、歯科技工室を設けようとするときは、その構造設備の概要

十四 病院又は病室のある診療所については、病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数

十五 開設者が法人であるときは、定款、寄附行為又は条例

十六 開設の予定年月

2 法第七条第一項の規定によつて病院開設の許可を受けようとする者であつて当該病院の汚水（河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十六条の五第一項に規定する汚水をいう。以下同じ。）を水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域に排出しようとするものは、次に掲げる事項を記載した書類を前項の申請書に添付しなければならない。

一 汚水を排出しようとする公共用水域の種類及び名称

二 汚水を排出しようとする場所

三 汚水の排出の方法

四 排出しようとする汚水の量

五 排出しようとする汚水の水質

六 排出しようとする汚水の処理の方法

七 汚水排出経路概要図（汚水処理系統を含む。）

法令名	医療法	根拠条項	7 - 1
許認可等	病院の開設許可		

1 根拠規定（続き）

医療法施行規則

（病院、診療所の構造設備の基準）

第十六条 法第二十三条第一項の規定による病院又は診療所の構造設備の基準は、次のとおりとする。ただし、第九号及び第十一号の規定は、患者を入院させるための施設を有しない診療所又は九人以下の患者を入院させるための施設を有する診療所（療養病床を有する診療所を除く。）には適用しない。

一 診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずるとし、放射線に関する構造設備については、第四章に定めるところによること。

二 病室は、地階又は第三階以上の階には設けないこと。ただし、第三十条の十二に規定する病室にあつては、地階に、主要構造部（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第五号に規定する主要構造部をいう。以下同じ。）を耐火構造（建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）とする場合は、第三階以上に設けることができる。

二の二 療養病床に係る一の病室の病床数は、四床以下とすること。

三 病室の床面積は、次のとおりとすること。

イ 病院の病室及び診療所の療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、患者一人につき六・四平方メートル以上とすること。

ロ イ以外の病室の床面積は、内法による測定で、患者一人を入院させるものにあつては六・三平方メートル以上、患者二人以上を収容するものにあつては患者一人につき四・三平方メートル以上とすること。

四 小児だけを入院させる病室の床面積は、前号に規定する病室の床面積の三分の二以上とすることができること。

ただし、一の病室の床面積は、六・三平方メートル以下であつてはならない。

五 機械換気設備については、感染症病室、結核病室又は病理細菌検査室の空気が風道を通じて病院又は診療所の他の部分へ流入しないようにすること。

六 精神病室の設備については、精神疾患の特性を踏まえた適切な医療の提供及び患者の保護のために必要な方法を講ずること。

七 感染症病室及び結核病室には、病院又は診療所の他の部分及び外部に対して感染予防のためにしや断その他必要な方法を講ずること。

八 第二階以上の階に病室を有するものにあつては、患者の使用する屋内の直通階段を二以上設けること。ただし、患者の使用するエレベーターが設置されているもの又は第二階以上の各階における病室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル（主要構造部が耐火構造であるか、又は不燃材料（建築基準法第二条第九号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られている建築物にあつては百平方メートル）以下のものについては、患者の使用する屋内の直通階段を一とすることができる。

九 前号に規定する直通階段の構造は、次のとおりとすること。

イ 階段及び踊場の幅は、内法を一・二メートル以上とすること。

ロ けあげは〇・二メートル以下、踏面は〇・二四メートル以上とすること。

ハ 適当な手すりを設けること。

十 第三階以上の階に病室を有するものにあつては、避難に支障がないように避難階段を二以上設けること。ただし、第八号に規定する直通階段のうちの一又は二を建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百三十三条第一項に規定する避難階段としての構造とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる

十一 患者が使用する廊下の幅は、次のとおりとすること。

イ 精神病床及び療養病床に係る病室に隣接する廊下の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・七メートル以上としなければならない。

ロ イ以外の廊下（病院に係るものに限る。）の幅は、内法による測定で、一・八メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下の幅は、内法による測定で、二・一メートル以上としなければならない。

ハ イ以外の廊下（診療所に係るものに限る。）の幅は、内法による測定で、一・二メートル以上とすること。ただし、両側に居室がある廊下（診療所に係るものに限る。）の幅は、内法による測定で、一・六メートル以上としなければならない。

十二 感染症病室又は結核病室を有する病院又は診療所には、病院にあつては法第二十一条第一項第一号に規定する消毒施設のほかに必要な消毒設備を、診療所にあつては必要な消毒設備を設けること。

十三 歯科技工室には、防塵設備その他の必要な設備を設けること。

十四 調剤所の構造設備は次に従うこと。

イ 採光及び換気を十分にし、かつ、清潔を保つこと。

ロ 冷暗所を設けること。

ハ 感量十ミリグラムのてんびん及び五百ミリグラムの上皿てんびんその他調剤に必要な器具を備えること。

十五 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。

十六 消火用の機械又は器具を備えること。

2 前項に定めるもののほか、病院又は診療所の構造設備の基準については、建築基準法の規定に基づく政令の定めるところによる。

法令名	医療法	根拠条項	7 - 1
許認可等	病院の開設許可		

1 根拠規定（続き）

医療法施行規則

（病院の従業者員数の標準）

第十九条 法第二十一条第一項第一号の規定による病院に置くべき医師、歯科医師、看護婦その他の従業者の員数の標準は、次のとおりとする。

- 一 医師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を三をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を二・五（耳鼻いんこう科又は眼科については、五）をもつて除した数との和が五十二までは三とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加えた数
- 二 歯科医師
 - イ 歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院にあつては、入院患者の数が五十二までは三とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加え、さらに外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数
 - ロ イ以外の病院にあつては、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者の数が十六までは一とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加え、さらに歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数
- 三 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもつて除した数と外来患者に係る取扱処方せんの数を七十五をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）
- 四 看護婦及び准看護婦 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産婦とするものと、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはその適当数を歯科衛生士とすることができる。
- 五 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一
- 六 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一
- 七 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数
- 八 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実状に応じた適当数

2 医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）第十一条第一項又は歯科医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十八号）第十一条に規定する施設については、当該施設で診療に関する実地修練又は診療及び口腔衛生に関する実地修練を行おうとする者を適当数置くものとする。

3 第一項の入院患者、外来患者及び取扱処方せんの数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

（病院の施設及び記録）

第二十条 法第二十一条第一項第二号から第六号まで、第八号、第九号及び第十一号の規定による施設及び記録は、次の各号による。

- 一 各科専門の診察室については、一人の医師が同時に二以上の診療科の診療に当たる場合その他特別の事案ある場合には、同一の室を使用することができる。
- 二 手術室は、診療科名中に外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、泌尿器科、こう門科、産婦人科、産科、婦人科、眼科及び耳鼻いんこう科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院においてはこれを有しなければならない。
- 三 手術室は、なるべく準備室を附設しじんあいの入らないようにし、その内壁全部を不浸透質のもので覆い、適当な暖房及び照明の設備を有し、滅菌手洗いの設備を附屬して有しなければならない。
- 四 処置室は、なるべく診療科ごとにこれを設けることとする。ただし、場合により二以上の診療科についてこれを兼用し、又は診療室と兼用することができる。
- 五 臨床検査施設は、喀痰、血液、尿、ふん便等について通常行われる臨床検査のできるものでなければならない。
- 六 前号の規定にかかわらず、臨床検査施設は、法第十五条の二の規定により検体検査の業務を委託する場合にあつては、当該検査に係る設備を設けないことができる。
- 七 エックス線装置は、内科、心療内科、呼吸器科、消化器科、胃腸科、循環器科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、美容外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚泌尿器科、泌尿器科、リハビリテーション科及び放射線科の一を有する病院又は歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院には、これを設けなければならない。
- 八 給食施設は入院患者のすべてに給食することのできる施設とし、調理室の床は耐水材料をもつて洗浄及び排水又は清掃に便利な構造とし、食器の消毒設備を設けなければならない。
- 九 前号の規定にかかわらず、給食施設は、法第十五条の二の規定により調理業務又は洗浄業務を委託する場合にあつては、当該業務に係る設備を設けないことができる。
- 十 診療に関する諸記録は、過去二年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、検査所見記録、エックス線写真並びに入院患者及び外来患者の数を明らかにする帳簿とする。
- 十一 療養病床を有する病院の一以上の機能訓練室は、内法による測定で四十平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

法令名	医療法	根拠条項	7 - 1
許認可等	病院の開設許可		

1 根拠規定（続き）

医療法施行規則

第二十一条 法第二十一条第一項第十二号の規定による施設は、次のとおりとする。

- 一 消毒施設及び洗濯施設(法第十五条の二の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。)
 - 二 療養病床を有する病院にあつては、談話室、食堂及び浴室
- 2 前項の規定による施設は、次の各号による。
- 一 消毒施設は、蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならない。
 - 二 談話室は、療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならない。
 - 三 食堂は、内法による測定で、療養病床の入院患者一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならない。
 - 四 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

(地域医療支援病院の施設及び記録)

第二十一条の五 法第二十二条第一号から第八号までの規定による施設及び記録は、次のとおりとする。

- 一 集中治療室、化学、細菌及び病理の検査施設並びに病理解剖室は、当該病院の実状に応じて適当な構造設備を有していなければならない。
- 二 診療に関する諸記録は、過去二年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状及び退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約とする。
- 三 病院の管理及び運営に関する諸記録は、共同利用の実績、救急医療の提供の実績、地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績、閲覧実績並びに紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績を明らかにする帳簿とする。

(地域医療支援病院の有すべき施設)

第二十二条 法第二十二条第九号の規定による施設は、救急用又は患者輸送用自動車及び医薬品情報管理室(医薬品に関する情報の収集、分類、評価及び提供を行うための室をいう。第二十二条の四において同じ。)とする。

(特定機能病院の法定人員)

第二十二条の二 法第二十二条の二第一号の規定による特定機能病院に置くべき医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の従業者の員数は、次に定めるところによる。

- 一 医師 入院患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。)の数と外来患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。)の数を二・五をもつて除した数との和が八又はその端数を増すごとに一以上
- 二 歯科医師 歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者の数が八又はその端数を増すごとに一以上とし、さらに歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数
- 三 薬剤師 入院患者の数が三十又はその端数を増すごとに一以上とし、調剤数八十又はその端数を増すごとに一を標準とする。
- 四 看護婦及び准看護婦 入院患者(入院している新生児を含む。)の数が二・五又はその端数を増すごとに一と外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数以上。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産婦とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
- 五 管理栄養士 一以上
- 六 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数

2 前項の入院患者及び外来患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開の場合は、推定数による。

(特定機能病院の法定人員)

第二十二条の三 法第二十二条の二第二号から第四号までの規定による施設及び記録は、次のとおりとする。

- 一 集中治療室は、集中治療管理を行うにふさわしい広さを有し、人工呼吸装置その他の集中治療に必要な機器を備えていなければならない。
- 二 診療に関する諸記録は、過去二年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状及び退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約とする。
- 三 病院の管理及び運営に関する諸記録は、過去二年間の従業者数を明らかにする帳簿、高度の医療の提供の実績、高度の医療技術の開発及び評価の実績、高度の医療の研修の実績、閲覧実績、紹介患者に対する医療提供の実績並びに入院患者、外来患者及び調剤の数を明らかにする帳簿とする。

第二十二条の四 法第二十二条の二第六号の規定による施設は、無菌状態の維持された病室及び医薬品情報管理室とする。

医療法施行規則 附則抄

(療養病床又は経過的旧療養型病床群を有する病院の従業者の員数の標準)

第四十九条 療養病床又は医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第四百十一号)附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群(以下この条において「経過的旧療養型病床群」という。)を有する病院であつて、療養病床又は経過的旧療養型病床群の病床数の全病床数に占める割合が百分の五十を超えるものについては、当分の間、第十九条第一項第一号(第四十三条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)並びに平成十三年改正省令附則第九条、第十条、第十四条第一項、第十六条中「五十二までは三」とあるのは「三十六までは二」とする。

担当課	医療対策課	検索番号	1 - 2
-----	-------	------	-------

法令名	医療法	根拠条項	7 - 1
許認可等	病院の開設許可		

1 根拠規定（続き）

医療法施行規則 附則（平成13年1月31日厚生労働省令第8号）

（病院又は診療所の構造設備の基準に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の日から起算して二年六月を経過する日までの間は、この省令による改正後の医療法施行規則（以下「新規規則」という。）第十六条第一項中「療養病床」とあるのは「療養病床又は医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第百四十一号）附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群（以下「経過的旧療養型病床群」という。）」と、新規規則第二十一条第一項第二号並びに同条第二項第二号及び第三号中「療養病床」とあるのは「療養病床又は経過的旧療養型病床群」とする。

第三条 この省令の施行の際現に医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）による改正前の医療法（以下「旧医療法」という。）第七条第一項の開設の許可を受けている病院の建物（この省令の施行の際現に存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。以下「既存病院建物」という。）内の旧医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群（以下「旧療養型病床群」という。）に係る病床であって、第八条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令（以下「平成十年改正省令」という。）附則第二条の規定の適用を受けているものに係る病室については、新規規則第十六条第一項第二号の二の規定（前条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）は適用しない。

第五条 既存病院建物内の療養病床（この省令の施行後に旧医療法第七条第二項の規定により病床数の増加の許可がなされたときは、当該許可に係るものを除く。）又は改正法附則第二条第三項第五号に規定する経過的旧療養型病床群（以下「経過的旧療養型病床群」という。）に係る病室以外の病室の床面積については、新規規則第十六条第一項第三号イの規定にかかわらず、内法による測定で、患者一人を入院させるものにあつては六・三平方メートル以上、患者二人以上を入院させるものにあつては患者一人につき四・三平方メートル以上とする。

第六条 既存病院建物内の旧療養型病床群に係る病床であつて、第八条の規定による改正前の平成十年改正省令附則第八条の規定の適用によりなお効力を有することとされている同令第三条の規定による改正前の平成五年改正省令附則第三条の規定の適用を受けているものに係る病室の床面積については、新規規則第十六条第一項第三号イ及び前条の規定にかかわらず、患者一人につき六・〇平方メートル以上とする。

第八条 既存病院建物又は既存診療所建物内の患者が使用する廊下であつて、その幅が新規規則第十六条第一項第十一号イ又は口の規定に適合しないものについては、当該規定は適用せず、なお従前の例による。

法令名	医療法	根拠条項	7 - 1
許認可等	病院の開設許可		

1 根拠規定（続き）

医療法施行規則 附則（平成13年1月31日厚生労働省令第8号）

（病院の従業者の員数の標準に係る経過措置）

第九条 この省令の施行の際現に旧医療法第七条第一項の開設の許可を受けている病院（新規第四十三条の二並びに附則第十四条第一項、第十五条、第十六条第一項及び第十七条に規定するものを除く。）の従業者の員数の標準は、改正法附則第二条第一項の規定による届出（以下「病床区分の届出」という。）がなされるまでの間は、次のとおりとする。

- 一 医師 精神病床、経過的旧療養型病床群及び主として老人慢性疾患の患者を入院させるための病室を有するものとして、旧医療法第二十一条第一項ただし書の許可を受けた病院の病床のうち、主として老人慢性疾患の患者を入院させることを目的としたもの（経過的旧療養型病床群に係る病床を除く。以下「経過的旧老人病棟」という。）に係る病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数を三をもって除した数と、精神病床、経過的旧療養型病床群及び経過的旧老人病棟に係る病室以外の病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を二・五（耳鼻いんこう科又は眼科については、五）をもって除した数との和が五十二までは三とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加えた数
- 二 歯科医師
 - イ 歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院にあっては、入院患者の数が五十二までは三とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加え、さらに外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数
 - ロ イ以外の病院にあっては、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者の数が六までは一とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加え、さらに歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数
- 三 薬剤師 精神病床、経過的旧療養型病床群及び経過的旧老人病棟に係る病室の入院患者の数を百五十をもって除した数と、精神病床、経過的旧療養型病床群及び経過的旧老人病棟に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもって除した数と外来患者に係る取扱処方せんの数七十五をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）
- 四 看護婦及び准看護婦 経過的旧療養型病床群及び経過的旧老人病棟に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と経過的旧療養型病床群及び経過的旧老人病棟に係る病室以外の病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を四をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産婦とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
- 五 看護補助者 経過的旧療養型病床群に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一及び経過的旧老人病棟に係る病室の入院患者の数が八又はその端数を増すごとに一
- 六 栄養士 病床数百以上の病院にあっては、一
- 七 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数
- 八 理学療法士及び作業療法士 経過的旧療養型病床群を有する病院にあっては、病院の実状に応じた適当数

第十条 この省令の施行の際現に旧医療法第七条第一項の開設の許可を受けている病院（新規第四十三条の二に規定するものに限る。）の従業者の員数の標準は、病床区分の届出がなされるまでの間は、次のとおりとする。

- 一 医師 経過的旧療養型病床群及び経過的旧老人病棟に係る病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を三をもって除した数と、経過的旧療養型病床群及び経過的旧老人病棟に係る病室以外の病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を二・五（耳鼻いんこう科又は眼科については、五）をもって除した数との和が五十二までは三とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加えた数
- 二 歯科医師
 - イ 歯科医業についての診療科名のみを診療科名とする病院にあっては、入院患者の数が五十二までは三とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加え、さらに外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数
 - ロ イ以外の病院にあっては、歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者の数が十六までは一とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加え、さらに歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数
- 三 薬剤師 経過的旧療養型病床群及び経過的旧老人病棟に係る病室の入院患者の数を百五十をもって除した数と、経過的旧療養型病床群及び経過的旧老人病棟に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもって除した数と外来患者に係る取扱処方せんの数七十五をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）
- 四 看護婦及び准看護婦 経過的旧療養型病床群及び経過的旧老人病棟に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と経過的旧療養型病床群及び経過的旧老人病棟に係る病室以外の病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を四をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産婦とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
- 五 看護補助者 経過的旧療養型病床群に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一及び経過的旧老人病棟に係る病室の入院患者の数が八又はその端数を増すごとに一
- 六 栄養士 病床数百以上の病院にあっては、一
- 七 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数
- 八 理学療法士及び作業療法士 経過的旧療養型病床群を有する病院にあっては、病院の実状に応じた適当数

法令名	医療法	根拠条項	7 - 1
許認可等	病院の開設許可		

1 根拠規定（続き）

医療法施行規則 附則（平成13年1月31日厚生労働省令第8号）

第十一条 この省令の施行の際現に旧医療法第七条第一項の開設の許可を受けている病院であって、病床区分の届出をしたものが有すべき看護婦及び准看護婦の員数の標準については、平成十五年八月三十一日までの間は、新規則第十九条第一項第四号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と、精神病床、感染症病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数と、一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産婦とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

2 前項に規定する病院であって、この省令の施行の際改正法附則第二条第三項第四号に規定する経過の旧その他の病床（以下「経過の旧その他の病床」という。）の数が二百未満のもの又は別に厚生労働大臣が定める地域に所在するものに対する前項の規定の適用については、前項中「精神病床、感染症病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数と、一般に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三」とあるのは、「療養病床に係る病室以外の病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を四」とする。

第十二条 この省令の施行の際現に旧医療法第七条第一項の開設の許可を受けている病院（経過の旧その他の病床の数が二百未満のもの又は別に厚生労働大臣が定める地域に所在するものに限り、新規則第四十三条の二に規定するものを除く。）が有すべき看護婦及び准看護婦の員数の標準については、平成十五年九月一日から平成十八年二月二十八日までの間は、新規則第十九条第一項第四号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と、療養病床以外の病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を四をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産婦とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

第十三条 この省令の施行の際現に旧医療法第七条第一項の開設の許可を受けている病院（新規則第四十三条の二に規定するものであって、経過の旧その他病床の数が二百未満のもの又は別に厚生労働大臣が定める地域に所在するものに限る。）が有すべき看護婦及び准看護婦の員数の標準については、平成十五年九月一日から平成十八年二月二十八日までの間は、新規則第十九条第一項第四号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と、感染症病床、結核病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を四をもって除した数と、精神病床に係る病室の入院患者の数を三をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産婦とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

第十四条 この省令の施行の際現に旧医療法第七条第一項の開設の許可を受けている病院（経過の旧その他の病床を有するものに限る。）であって、主として精神病患者を入院させるための病室を有するものとして旧医療法第二十一条第一項ただし書の許可を受けているものの従業者の員数の標準は、病床区分の届出がなされるまでの間は、次のとおりとする。

- 一 医師 入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数を三をもって除した数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を二・五（耳鼻いんこう科又は眼科については、五）をもって除した数との和が五十二までは三とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加えた数
- 二 歯科医師 歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者の数が十六までは一とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加え、さらに歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数
- 三 薬剤師 入院患者の数を百五十をもって除した数と外来患者に係る取扱処方せんの数を七十五をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）
- 四 看護婦及び准看護婦 入院患者（入院している新生児を含む。）の数を六をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産婦とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
- 五 看護補助者 経過の旧療養型病床群に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一及び経過の旧老人病棟に係る病室の入院患者の数が八又はその端数を増すごとに一
- 六 栄養士 病床数百以上の病院にあっては、一
- 七 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数
- 八 理学療法士及び作業療法士 経過の旧療養型病床群を有する病院にあっては、病院の実状に応じた適当数

2 前項に規定する病院であって、病床区分の届出をしたものが有すべき看護婦及び准看護婦の員数の標準については、平成十八年二月二十八日までの間は、新規則第十九条第一項第四号の規定にかかわらず、精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を四をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産婦とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

法令名	医療法	根拠条項	7 - 1
許認可等	病院の開設許可		

1 根拠規定（続き）

医療法施行規則 附則（平成13年1月31日厚生労働省令第8号）

第十五条 この省令の施行の際現に旧医療法第七条第一項の開設の許可を受けている病院（経過的老その他の病床を有するものを除く。）であって、主として精神病患者を入院させるための病室を有するものとして旧医療法第二十一条第一項ただし書の許可を受けているものの従業者の員数の標準は、平成十八年二月二十八日までの間は次のとおりとする。

- 一 医師 入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数を三をもって除した数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を二・五（耳鼻いんこう科又は眼科については、五）をもって除した数との和が五十二までは三とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加えた数
- 二 歯科医師 歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者の数が十六までは一とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加え、さらに歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数
- 三 薬剤師 入院患者の数を百五十をもって除した数と外来患者に係る取扱処方せんの数七十五をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）
- 四 看護婦及び准看護婦 入院患者（入院している新生児を含む。）の数を六をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産婦とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
- 五 栄養士 病床数百以上の病院にあっては、一
- 六 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数

第十六条 この省令の施行の際現に旧医療法第七条第一項の開設の許可を受けている病院（経過的老その他の病床を有するものに限る。）であって、主として結核病患者を入院させるための病室を有するものとして旧医療法第二十一条第一項ただし書の許可を受けているものの従業者の員数の標準は、病床区分の届出がなされるまでの間は、次のとおりとする。

- 一 医師 経過的老療養型病床群に係る病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を三をもって除した数と、経過的老療養型病床群に係る病室以外の病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数を二・五をもって除した数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を二・五（耳鼻いんこう科又は眼科については、五）をもって除した数との和が五十二までは三とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加えた数
- 二 歯科医師 歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者の数が十六までは一とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加え、さらに歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数
- 三 薬剤師 入院患者の数を百五十をもって除した数と外来患者に係る取扱処方せんの数七十五をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）
- 四 看護婦及び准看護婦 入院患者（入院している新生児を含む。）の数を六をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産婦とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。
- 五 看護補助者 経過的老療養型病床群を有する病院にあっては、経過的老療養型病床群に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一
- 六 栄養士 病床数百以上の病院にあっては、一
- 七 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適当数
- 八 理学療法士及び作業療法士 経過的老療養型病床群を有する病院にあっては、病院の実状に応じた適当数

2 前項に規定する病院であって、病床区分の届出をしたものが有すべき医師、薬剤師並びに看護婦及び准看護婦の員数の標準については、平成十八年二月二十八日までの間は、新規規則第十九条第一項第一号、第三号及び第四号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 医師 療養病床に係る病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を三をもって除した数と、結核病床に係る病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を二・五をもって除した数と、一般病床に係る病室の入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を二・五（耳鼻いんこう科又は眼科については、五）をもって除した数との和が五十二までは三とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加えた数
- 二 薬剤師 結核病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもって除した数と、一般病床に係る病室の入院患者の数を七十をもって除した数と外来患者に係る取扱処方せんの数七十五をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）
- 三 看護婦及び准看護婦 結核病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と、一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を四をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産婦とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

法令名	医療法	根拠条項	7 - 1
許認可等	病院の開設許可		

1 根拠規定（続き）

医療法施行規則 附則（平成13年1月31日厚生労働省令第8号）

第十七条 この省令の施行の際現に旧医療法第七条第一項の開設の許可を受けている病院（経過的老他の病床を有するものを除く。）であって、主として結核の患者を入院させるための病室を有するものとして旧医療法第二十一条第一項ただし書の許可を受けているものの従業者の員数の標準は、平成十八年二月二十八日までの間は、次のとおりとする。

- 一 医師 入院患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く。）の数を二・五をもって除した数と外来患者（歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く。）の数を二・五（耳鼻いんこう科又は眼科については、五）をもって除した数との和が五十二までは三とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加えた数
- 二 歯科医師 歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者の数が十六までは一とし、それ以上十六又はその端数を増すごとに一を加え、さらに歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者についての病院の実状に応じて必要と認められる数を加えた数
- 三 薬剤師 入院患者の数を百五十をもって除した数と外来患者に係る取扱処方せんの数七十五をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）
- 四 看護婦及び准看護婦 入院患者（入院している新生児を含む。）の数を六をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの相当数を助産婦とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの相当数を歯科衛生士とすることができる。
- 五 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一
- 六 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた相当数

第十八条 平成十三年十二月二十九日までの間は、療養病床又は経過的老療養型病床群若しくは経過的老老人病棟に係る病床以外の病床が百以下の病院に対する新規第十九条第一項第三号並びに附則第九条第三号及び第十六条第二項第二号の規定の適用については、「七十を」とあるのは、「百を」とする。

第十九条 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十年厚生省令第九十四号）の施行の際現に旧医療法第七条第一項の開設の許可を受けている病院が有すべき薬剤師の員数の標準については、平成十三年十二月二十九日までの間は、新規第十九条第一項第三号並びに附則第九条第三号、第十条第三号、第十四条第一項第三号、第十五条第三号、第十六条第一項第三号及び同条第二項第二号並びに第十七条第三号の規定にかかわらず、調剤数八十又はその端数を増すごとに一とすることができる。

第二十条 精神病床を有する病院（新規第四十三条の二に規定するものを除く。）については、当分の間、新規第十九条第一項第四号並びに附則第九条第四号、第十一条第一項及び第十二条中「歯科衛生士と」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を五をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）から減じた数を看護補助者と」とする。

（既存病院建物内の機能訓練室に係る経過措置）

第二十一条 既存病院建物内に療養病床又は経過的老療養型病床群を有する病院（この省令の施行後に新築され、増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）については、新規第二十号第九号中「内法による測定で四十平方メートル以上の床面積」とあるのは、「機能訓練を行うために十分な広さ」とする。

（療養病床を有する病院の談話室、食堂及び浴室に係る経過措置）

第二十二条 既存病院建物内の旧療養型病床群に係る病床であつて、第八条の規定による改正前の平成十年改正省令附則第八条の規定の適用によりなお効力を有することとされている同令第三条の規定による改正前の平成五年改正省令附則第六条の規定の適用を受けているものを有する病院（この省令の施行後に新築され、増築され、若しくは全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。）のうち、新規第二十一条第一項第二号及び同条第二項第二号から第四号までの規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。

（厚生労働省令で定めるやむを得ない事由）

第二十九条 医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十三年政令第十七号）第一条に規定する厚生労働省令で定めるやむを得ない事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 同条に規定する改正法施行前開設者の死亡
- 二 その他これに準ずるもの

担当課	医療対策課	検索番号	1 - 2
法令名	医療法	根拠条項	7 - 1
許認可等	病院の開設の許可		

2 審査基準

	<p>医療法に係る許認可等の事務処理基準（平成12年4月1日 保第793号 各保健所長あて 保健福祉部長通知） 医療法（昭和23年法律第205号）、同法施行令（昭和23年政令326号）、同法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）の規定による許認可等の事務処理に当たっては、厚生省関係通達及び通知（疑義照会通知を含む）を処理基準とする。 なお、平成13年1月6日以降においては、「厚生省」を「厚生労働省」と読み替えるものとする。</p> <p>（参考） 医療施設の開設における非営利性について</p> <p>1 医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について（非営利性に関する確認事項）</p> <p>（1） 医療機関の開設主体が営利を目的とする法人でないこと。 ただし、専ら当該法人の職員の福利厚生を目的とする場合はこの限りでないこと。 （2） 医療機関の運営上生じる剰余金を役員や第三者に配分しないこと。 （3） 医療法人の場合は、法令により認められているものを除き、収益事業を営していないこと。 （平成5年2月3日 総第5号・指第9号 各都道府県衛生主管部（局）長あて厚生省健康政策局総務・指導課長連名通知）</p> <p>2 いわゆる健康増進施設内における医療施設の開設について（開設許可の留意事項）</p> <p>（1） 営利法人経営の医療施設は、職員等の厚生福利施設と認められるものを除き、許可しないこと。 また、医師等が営利法人とは全く別に、営利法人から施設設備を賃借して医療施設を開設する場合には、その経理と法人経理が関係のないものであることは当然であるが、さらにその契約内容が適正なものであること（例えば、賃借料を診療収入の一定割合とすることは好ましくない。）。 （2） 医療施設の部分は、体育施設その他の部分とはつきり区画し（例えば、玄関口を別に設けること）、一般の人が自由に利用できる構造とすること。 （3） 医療施設は、一般の利用に供するだけでなく、地域の医師も診療上必要があるときは、これを利用できるよう、オープンシステムにすることが望ましいこと。 （4） 医療施設については、医療法第一二条の規定による管理免除又は二か所管理の許可は原則として与えないこと。 （5） 医療施設の名称は、いわゆる健康増進施設と紛らわしくないよう、別のものをを用いるとともに、医療法第三条第二項及び第六九条の規定に違反しないものとする。 （昭和48年6月14日 総第32号 各都道府県衛生主管部（局）長あて厚生省医務局総務課長通知）</p> <p>3 会社の従業員の福利施設として開設されている病院又は診療所が、その所在地附近の一般住民の診療を行うことは、その近辺における医療機関の不足等のためそれら人々が医療機関の利用に事欠いている場合であり一般診療の従事はあくまでも住民側の希望によって行うべきである。また、その一般患者の診療による収益を会社の事業収益の一部に加え又は加えようとする意図がある場合は、一般患者の診療を禁止するか開設許可を取り消すべきである。 （昭和25年2月14日 医収第92号 愛知県知事あて 厚生省医務局長回答）</p> <p>4 営利を目的とするか否かの判定はその申請に係る医療施設の開設主体、設立目的、運営方針及び資金計画等を総合的に勘案して行うべきものとする。 （昭和45年6月15日 医発第693号 福岡県知事あて厚生省医務局長回答）</p> <p>5 非営利性の確認と名称</p> <p>（1） 医療機関の非営利性と名称 営利法人経営の医療機関は、専ら当該法人の職員の福利厚生を目的とするものを除き、許可しないこととしているところ、個人等が開設する医療機関について、例えば、当該個人等が医療機関の土地及び建物を営利法人から賃借し経営をする等開設者と営利法人との間に関係がある場合に、当該医療機関の名称として、当該営利法人の名称を用いることは、当該営利法人が当該医療機関を営利しているかのような誤解を与えるおそれがあることから望ましくない。 （2） 非営利性の確認 医療機関の非営利性の確認に関し、開設許可の審査及び開設後の検査にあたっては、平成年通知等を踏まえ、適切に対処すること。 （平成10年10月9日総第28号・指第63号 各都道府県衛生主管部（局）長あて厚生省健康政策局総務課長・指導課長</p>
--	---

担当課	医療対策課	検索番号	1 - 2
法令名	医療法	根拠条項	7 - 1
許認可等	病院の開設の許可		

2 審査基準（続き）

医療施設の開設等について

- 1 病院、診療所又は助産所の開設場所が移動して町名又は地番に変更を生じた場合は、その移動距離が特に僅少の場合を除き原則としてあらたに開設許可の申請又は開設届を必要とする。
(昭和24年1月31日 医第29号 愛媛県知事あて厚生省医務局医務課長回答)
- 2 一般病院内特に特定人のための専用の病棟を使用せしめることを目的とした病院の開設の許可の可否についてこれを許可することは法律上は差し支えない。もっとも公的医療機関がかかる病院を開設することはその使命に鑑み、適当ではない。
(昭和26年10月16日 医第151号 山口県衛生部長あて厚生省医務局医務課長回答)
- 3 病院の経営主体変更をしようとするときは、医療法第九条及び第七条第一項の規定により、従前の開設者から当該病院の廃止の届出をした後、新たに開設者になるうとする者から別途開設の許可を受けなければならない。
(昭和29年2月6日 医収第45号 広島県知事あて厚生省医務局長通知)
- 4 開設者である個人及び当該医療機関の管理者については、当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役員と兼務している場合は、医療機関の開設・経営に影響を与えないものであること。
- 5 開設者である法人の役員が、当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役員と兼務している場合は、医療機関の開設・経営に影響を与えないものであること。
- 6 開設者が、当該医療機関の人事権(職員の任免権)及び職員の基本的な労働条件の決定権などの権限を掌握していること。ただし、当該医療機関の幹部職員に定款、内部規程等の規定により権限を委任している場合はこの限りではない。
- 7 開設者が、当該医療機関の収益・資産・資本の帰属主体及び損失・負債の責任主体であること。
- 8 医療機関が必要とする土地、建物又は設備を他の第三者から借りる場合においては、
ア 当該土地及び建物については、賃貸借登記をすることが望ましい(病院に限る。また、設備は除く。以下同じ。)。
イ 貸借契約書は適正になされ、借料の額、契約期間等の契約内容(建物が未完成等の理由で契約未締結の場合は、契約予定の内容)が適正であること。
ウ 借料が医療機関の収入の一定割合とするものでないこと。
- 9 開設・経営に関する資金計画については、次の内容を審査すること。
なお、開設者が医療法人の場合にあつては、同規則第三条第七号をもって代替することができるものであること。
(1) 収入見込の根拠となる患者数等の見込は過大でないこと。
(2) 支出見込の根拠となる人件費等の見積りは適正であること。
(3) 必要な自己資本が確保されていることを金融機関等の残高証明で確認できること。
(4) 借入金がある場合は、その借入が確実なものであることを金融機関等の融資証明等によって確認できること。
(5) 第三者から資金の提供がある場合は、医療機関の開設・経営に関与するおそれがないこと。
- 10 医療法第一〇条に規定する管理者とは、開設者の任命を受けて医療機関の管理・運営について責任を持つ者で医師に限定されていること。また、病院の管理者は常勤であること。
(以上 平成5年2月3日 総第5号・指第9号 各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省健康政策局総務・指導課長連名通知)
- 11 病院又は診療所の管理者は、当該病院又は診療所における管理の法律上の責任者であるから、原則として診療時間中当該病院又は診療所に常勤すべきことは当然である。
(昭和29年10月19日 医収第403号 富山県衛生部長あて厚生省医務局長回答)
- 12 町村合併における病院開設許可
(1) 吸収合併の場合
イ 吸収した側の市町村の開設した病院、診療所又は助産所については、改めて開設許可を受ける必要はない。
ロ 吸収された側の町村の開設した病院等については、一旦廃止の手続きをとった後、改めて開設許可を受けるべきである。
(2) 対等合併の場合
対等合併を行った町村の開設した病院等については、一旦廃止の手続きをとった後、改めて開設許可を受けるべきである。
(3) 単独昇格の場合
町村が単独昇格して市又は町となった場合(その際町村の名称を変更した場合を含む。)、当該町村の開設した病院等については、改めて開設許可を受ける必要はない。
(昭和29年7月16日 医収第261号 各都道府県知事あて厚生省医務局長通知)
- 13 病院の開設許可については、医療法及びこれに基づく法令に規定する諸要件を充足するものであれば、風致上、または、建設地住民に対する保安上の理由であっても、不許可の処分をすることができない。
(昭和37年6月6日 総第54号 徳島県厚生労働部長あて厚生省医務局総務課長回答)
- 14 病院開設許可は主として衛生上の観点からのものであるから、病院予定地において開設者による平穩な占有が行われていることは審査の対象であるが、許可にあつて土地建物の私法上の権利関係にまで立ち入つて審査を行うとは予定されていない。なお、開設者による平穩な占有が行われ病院の管理運営に支障をきたさないことを十分確認した上で許可を与えること。
(昭和62年8月6日 総第35号 熊本県衛生部長あて厚生省健康政策局総務課長回答)